

## 第11回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年3月5日（火）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211議室

○司会 それでは、第11回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進室参事官の石崎でございます。

ちょっと審議が長引いてしまったので、遅れてしまって申し訳ございません。

本日は、第11回の「行政手続部会」ということで、1. 保育園の入所の際の就労証明書の作成手続の負担の軽減、それから、2. 本人確認ガイドライン及びデジタル手続法案について、内閣官房のIT室からのヒアリング。2につきましては、IT室の決定事項についてのヒアリングですので、1を中心に御説明したいと思います。

就労証明書につきましては、少しページをめくっていただいて、資料1-1の5ページにありますけれども、昨年11月の規制改革の第4次答申において、保育園入所時の就労証明書作成手続の負担軽減ということで、保育園に入所するときに、企業が自分の従業員のために就労証明書を書くのですけれども、地方自治体ごとに様式がばらばらであって、一部ずつ紙に押印して作成する必要があるというところが利用者の負担になっているところで、平成29年来、標準化、デジタル化に取り組んできたのですけれども、標準様式の普及率は全体の約40%、申込者ベース、人口ベースということでした。

ちなみに市町村の数でいうと大体5割ぐらいなのですけれども、特に待機児童問題を抱えている大都市での導入が進んでいない。政令指定都市で25%、東京23区で10%ということで、標準的様式の普及率が今、40%のところ、70%を目標にするということで、抜本的な向上を図る。

そのために、これは内閣府の方で、自治体に対してアンケートを実施したのですけれども、それを精査するとともに、大都市の地方自治体において、特に導入が進んでいない理由（記載項目が不足等）を分析して、早急に実効的な対策をする。

例えば、大都市向けの標準様式。今、標準様式はありますけれども、その大都市版を作るなどということを立てて、標準様式やデジタル化を働きかける。それから、押印の不要化やデジタル化に係る仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。こういったことが決まっております、それについての具体的な内容についてのヒアリングということでありました。

最初の方に戻っていただきますと、資料1-1の1ページであります、昨年、内閣府の子ども・子育て本部の方で、自治体ごとに、どの自治体が導入しているかというアンケート

ート調査をしたのですけれども、それを県ごとに、市町村数で、比率の高いところから並べたものが最初の表であります。

佐賀県、徳島県、鳥取県などでは7～8割、標準様式を導入している一方で、東京都は47位ということが一番下になっているということでもあります。

徳島県や鳥取県というのは、県独自の、県版の規制改革会議を設置したりなど、かなり先進的な規制改革や行政手続の簡素化に元々取り組んでくださっているようなところもあって、そういった事情もあるのかもしれないと思っております。

それから、2ページでありますけれども、「活用予定がない」と回答した自治体の類型の中では、アンケート調査で、ちょっとわかりにくい表現なのですが、一つは、(1)は企業城下町、苫小牧や長崎、下関などで、アンケートで活用予定がないことの理由で、「大企業が存在しない」という理由を挙げてきていまして、実際、大企業は立地しているのですけれども、ということは、要するに自治体の担当者がどうも誤解されているのではないかと。恐らくは、大企業の工場が存在するので、標準様式を入れるということは、従業員が所属する企業のためには利便性が増すのですけれども、本社の所在地ではないので、そういった意味で、大企業が存在しないということで挙げてしまっただけなのではないかと思われる例が散見されております。これは恐らく、自治体の担当者の方に国の方からもっとよく説明をしていかなければならない事案だと思っております。

それから、(2)が県庁所在地の自治体や政令指定都市、東京都区部です。大企業の支店や事業所がこういった都市には多数立地しているということで、標準的様式の導入が効果的と考えられる。どうして大企業と言っているかといいますと、自治体ごとに様式がばらばらで一番困るのは、複数の自治体に従業員の家族が住んでいる企業、比較的規模の大きな企業にとっての問題だということでもあります。そういったところは、東京都区部や政令指定都市、政令指定都市以外。

それから、標準的様式の導入に時間が必要だとか、これは早急に結果を出してもらいたい類型です。

一部で、標準様式ではないのですけれども、各企業の独自の様式を受け付けているという自治体がありまして、そういったところは、今でも事業者には余りコストが掛かっていないのではないかと考えられます。

その次の3ページですけれども、大都市の導入状況、それを更に詳しく見てみると、東京23区で見ますと標準様式を導入しているのは杉並と葛飾のみの9%、政令指定都市も、分けてみますと、政令指定都市の中でも比較的大きなもので100万人未満で分けてみると、特に100万人以上の導入率が18%ということで、低いということで、こういったところは、上段の枠囲みにありますけれども、保育所等の競争率が高い大都市の自治体だということで、標準的様式以外の事項の記載を求めている。標準様式ではなかなか間に合わないということも要因の一つかと考えております。

4ページが、内閣府子ども・子育て本部にお願いしたいという事項でありますけれども、

一つは「活用予定がない」自治体への更なる働きかけということで、個別に丁寧に説明・要請してほしいというお願いが、複数の委員からございました。

それから、大都市向けの標準様式を早期に策定すること。それから、デジタルで完結する仕組みの構築をする。こういったところが委員からお話がありました。

その次の資料は、資料1-2で、就労証明書に関する標準様式と東京23区各区様式の比較ということで、これはワークスアプリケーションズ社という給与ソフトを作っている会社がありまして、規制改革会議の専門委員を務めておられる会社でありますけれども、そこで少し調べてもらいましたところ、4ページから5ページぐらいが、標準的な様式では項目としていないのだけれども、23区では求めている。労働日数や仕事内容、最近3か月の勤務実績などが、割と多くの区で求めている。

逆に、その次のページですけれども、6ページでいきますと、発行責任者とか内勤・外勤の勤務割合の率とか、こういったところは極めて限られた区で求めているということで、この分析をされた方々の考えとしては7ページでありますけれども、「4. 比較結果の考察」でありますけれども、今、説明したとおり、割と多数の項目を求めている、それから、そうでないものの差異が目立つということで、5に今後の検討についての考察とありますけれども、8ページであります。各項目、こういった散らばり具合かわかったのですが、それぞれの必要性があるのかないのかというのは、自治体から聞いていく必要がある。そういった報告がありました。

資料1-3でありますけれども、所管の内閣府子ども・子育て本部の説明であります。これまで取り組んできたのですが、喫緊の課題としてやはり大都市における活用率が低いということで、今後の取組として、大都市圏向けの新たな標準様式を今年の7月を目途に、こういった大都市圏の自治体に対して提示して、来年4月の入所分からの活用を要請していくという方針でやっていこうというお話がございました。

委員の方からは、こういった大都市向けの様式を早急に、これはどうして早急にと言うかという、保育園の入園の手続というのは、御案内かもしれませんが、大体秋に始まるものですから、そのときに従業員の就労証明書の提出が企業にも求められるということなので、大体6月、7月ぐらいに標準様式を自治体のほうで導入するかというのを決めてもらわないと、そこから自治体の方で印刷したりとか、準備とかを考えると、そのぐらいから決めてもらう。逆算すればこの数か月でこういった作業をやっていくということになるということです。

大体説明は以上でありまして、デジタル法案の概要や本人確認のガイドラインにつきましては、必要があれば所管部署であるIT総合戦略室の方にお問い合わせいただければと思います。

とりあえず以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただき、

御質問をお願いします。

お願いいたします。

○記者 時事通信のキダと申します。

資料1－3で、勉強不足で申し訳ないのですが、今後の取組で、本年1月を目途に新たな標準的様式を提示し、2020年4月入所分からの活用を依頼という話は、今日初めて出てきたものではなくて、これまでも言われてきたのですか。

○石崎参事官 時期的なものについては初めて出てきたということであります。

さっき説明した資料1－1の5ページに参考で第4次答申とありますけれども、大都市向けの実施事項のaにありますように、大都市向けの標準様式の作成など早急に実効的な対策を立てて、働きかけるという大きな方針はこちらで示されている。それから時期として、平成31年上期までに実施ということになっているわけですが、本年7月を目途に新たな標準様式を提示するというのは初めて出てきた話であります。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで第11回「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。